

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- P T A ・ 青少年教育団体共済法施行令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 27 日 号外第 275 号 13 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 27 日 政令第 257 号
【管轄省庁】	文部科学省
【施行期日】	P T A ・ 青少年教育団体共済法の施行の日（平成 23 年 1 月 1 日）から施行
【制定の根拠】	P T A ・ 青少年教育団体共済法第 11 条ただし書
【法令のあらまし】	共済会計の他の会計への資金運用等が政令で許容される場合とは、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして行政庁の許可を受けた場合とする。（本則関係）
【改正される法令】	公益通報者保護法別表第 8 号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号）